

放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について 新旧対照表

○放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について（平成23年8月1日付け23消安第2444号・23生産第3442号・23林政産第99号・23水推第418号農林水産省消費・安全局長・生産局長・林野庁長官・水産庁長官通知）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
記 1. 暫定許容値の設定 (1) (略) (2) 飼料中の放射性セシウムの暫定許容値 ① <u>牛及び馬用飼料中に含まれることが許容される最大値</u> <u>100ベクレル/kg（粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量）</u> ② <u>豚用飼料中に含まれることが許容される最大値</u> <u>80ベクレル/kg（製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース）</u> ③ <u>家きん用飼料中に含まれることが許容される最大値</u> <u>160ベクレル/kg（製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース）</u> ④ <u>養殖魚用飼料中に含まれることが許容される最大値</u> <u>40ベクレル/kg（製品重量）</u> <u>（飼料から畜水産物への移行係数、食品の基準値（放射性セシウムについては、一般食品100ベクレル/kg、乳50ベクレル/kg）及び飼料の給与量から算出。）</u> ※製品重量とは、配合飼料等、家畜に給与される製品段階の重量とする。	記 1. 暫定許容値の設定 (1) (略) (2) 飼料中の放射性セシウムの暫定許容値 ① <u>馬、豚、家きん等用飼料中に含まれることが許容される最大値</u> <u>300ベクレル/kg（粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量）</u> <u>（飼料から畜産物への移行係数、食品中の暫定規制値（放射性セシウムについては、肉500ベクレル/kg）及び飼料の給与量から算出。）</u> ② <u>養殖魚用飼料中に含まれることが許容される最大値</u> <u>100ベクレル/kg（製品重量）</u> <u>（飼料から水産物への移行係数、食品中の暫定規制値（放射性セシウムについては、魚500ベクレル/kg）及び飼料の給与量から算出。）</u> ※製品重量とは、配合飼料等、家畜に給与される製品段階の重量とする。

2. (略)	③ <u>牛用飼料中に含まれることが許容される最大値</u> <u>100ベクレル/kg (粗飼料は水分含有量 8 割ベース、その他飼料は製品重量)</u> <u>飼料から畜産物への移行係数、食品の基準値の案 (放射性セシウムについては、乳50ベクレル/kg、一般食品100ベクレル/kg) 及び飼料の給与量から算出。</u> 2. (略)
---------------	--